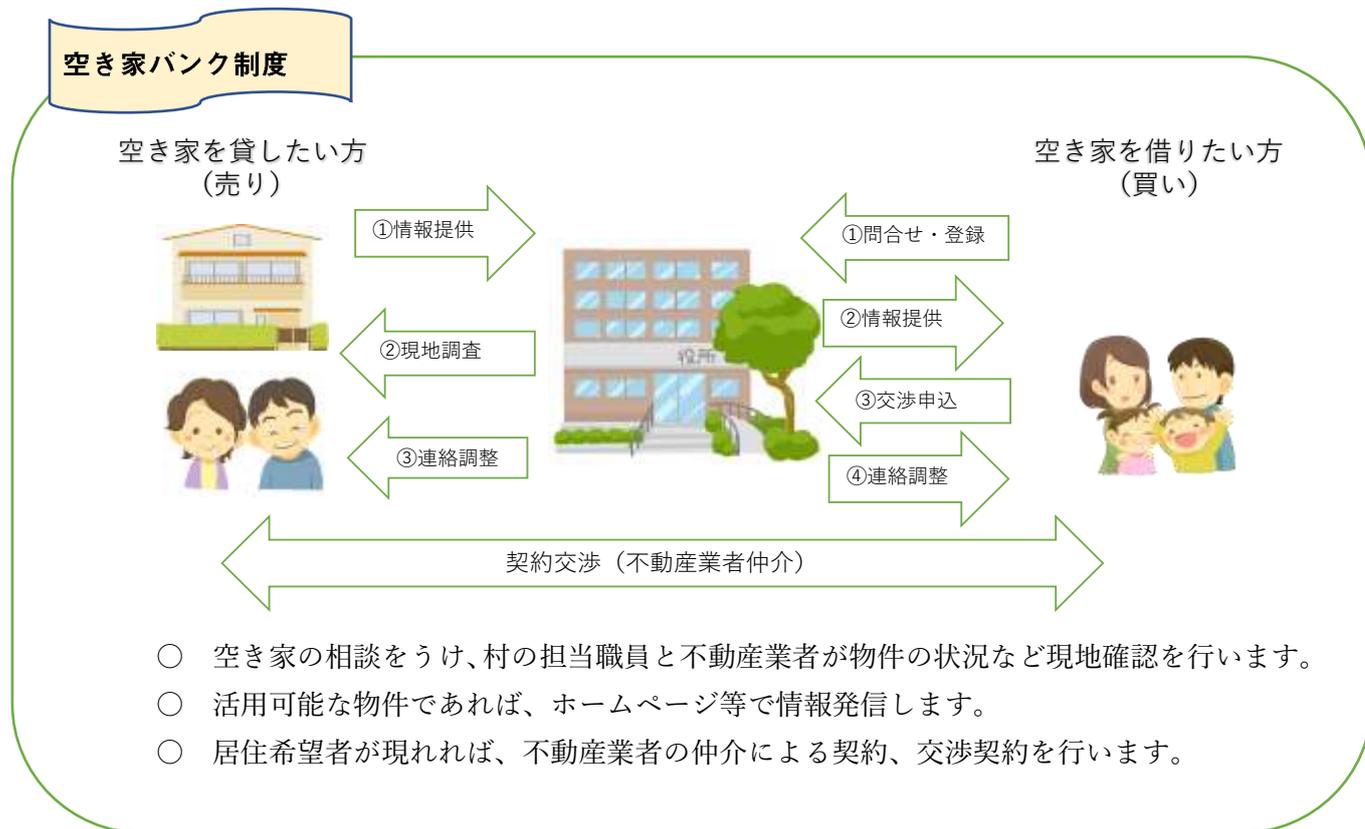


空き家バンク制度はじめました。

北川村で増加している空き家を、移住や定住を希望する方への住居の確保を目的に空き家バンク制度をはじめました。思い出が詰まった大切な家の有効活用を一緒に考えていきませんか。



※北川村は物件の情報提供のみを行い、交渉や契約には一切関与いたしません。

※不動産業者を介しての物件契約には仲介手数料が発生します。

※空き家バンクへの登録は無料です。

北川村空き家バンク要綱

北川村空き家バンクチラシ

空き家登録

村内に移住・定住希望者に賃借・売買してもかまわない物件をお持ちの方は、北川村役場産業課空き家バンク係 (TEL: 0887-32-1221) までご連絡ください。

現地調査

担当職員と不動産屋が物件の状況確認に伺います。

※可能であれば所有者様にも立ち会いをお願いいたします。

空き家物件登録

調査ののち、空き家バンクに登録可能と判断された場合は「空き家バンク登録申込書」と「登録カード」にご記入いただき、役場に提出ください。

空き家バンク登録申込書

空き家バンク登録カード

空き家の相談窓口はこちら

北川村産業課

☎0887-32-1221

相談受付 8：30～17：15（土・日・祝は休み）

akiya@vill.kitakgawa.lg.jp

高知県安芸郡北川村野友甲1530番地



空き家バンク

登録は

無料です